

居宅介護支援重要事項説明書

1. 丸子の里居宅介護支援事業所の概要

(1) 名称等

事業所名	丸子の里居宅介護支援事業所	
所在地	〒421-0103 静岡県駿河区丸子2丁目4-16	
電話・FAX	257-0348	257-7226
介護保険事業所番号	2274100136	
サービス提供地域	静岡市内（清水区・山間部除く）	

(2) 職員体制

	職員数	勤務形態	保有資格
管理者 主任介護支援専門員	1名	常勤	介護福祉士
介護支援専門員	2名以上	常勤専任 非常勤専任	介護福祉士 社会福祉士

(3) 営業日及び営業時間

営業日	平 日
営業時間	午前 9 時～午後 5 時

※土・日・祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）は除く。

※営業時間外の対応については電話等により24時間連絡を取ることができます。

2. 利用料

(1) 介護支援サービスの利用料金

原則として、要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

	要介護 1、2	要介護 3, 4, 5
居宅介護支援費 (i) 取扱件数、45 件未満	1,086 単位／月	1,411 単位／月
居宅介護支援費 (ii) 取扱件数、45 件以上 60 件未満	544 単位／月	704 単位／月
居宅介護支援費 (iii) 取扱件数、60 件以上	326 単位／月	422 単位／月

* 加算について

特定事業所加算 (Ⅰ) 519 単位/月 (Ⅱ) 421 単位/月
(Ⅲ) 323 単位/月 (A) 114 単位/月
特定事業所医療介護連携加算 125 単位/月

初回加算	300 単位/月	
入院時情報連携加算	(Ⅰ) 250 単位/月	(Ⅱ) 200 単位/月
退院・退所時加算		
・カンファレンス参加無しの場合：連携 1 回	450 単位	連携 2 回 600 単位
・カンファレンス参加有りの場合：連携 1 回	600 単位	連携 2 回 750 単位
連携 3 回	900 単位	
通院時情報連携加算	50 単位/月	
緊急時等居宅カンファレンス加算		200 単位/回
ターミナルケアマネジメント加算		400 単位/月

＊ 減算について

特定事業所集中減算	▲ 200 単位/月
運営基準減算	減算要件に該当した場合 基本単位数の 50%
	上記減算が 2 ヶ月以上継続した場合 〃 は 0%

(2) 交通費

サービスを提供する通常の実施地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。

事業所から片道概ね 10 キロメートル未満	300 円
事業所から片道概ね 10 キロメートル以上	600 円

(3) その他

支払い方法

自己負担が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、月末までに前月分の請求を致しますので、10 日以内にお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行致します。

3. サービス利用方法

(1) サービス利用開始

まずは、お電話でお申し込み下さい。当事業所職員がお伺い致します。
契約を締結した後、サービスの提供を開始致します。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書でご通知致しますとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介します。

③終了

以下の場合は、自動的にサービスを終了致します。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・お客様の要介護認定区分が非該当（自立）、又は要支援１、要支援２と認定された場合
- ・お客様が亡くなった場合

④その他

お客様やご家族などが、当事業所に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

4. 当事業所の居宅介護支援事業所の特徴

(1) 運営の方針

介護保険をご利用になる介護の必要な方やご家族のご要望を尊重し、心身の状態や家庭の状況等を考慮して、適切なサービスができるように支援致します。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ① 当事業所の介護支援専門員はお客様からのご相談に応じ、「要介護認定の申請代行」を行い、要介護認定結果を待って、お客様からのご依頼によって総合的なサービスの調整を行い、援助します。
- ② サービスの実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの調整に努めます。

(3) サービス利用のお客様のために

- ① 介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出下さい。
- ② サービスの質の向上のために、介護支援専門員への研修を定期的に行います。

5. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所お客様相談・苦情担当

当事業所居宅介護支援に関するご相談・苦情およびサービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

苦情担当	担当 菅沼 文博（管理者、主任介護支援専門員） 電話 257-0348
第三者委員	前田 修司（長田西地区民生委員・児童委員協議会 会長） 静岡市駿河区丸子5丁目9-2 電話 054-259-6471 池ヶ谷 恵子（長田東地区民生委員・児童委員協議会 会長） 静岡市駿河区みずほ2丁目18-17 電話 054-257-0795

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

静岡市介護保険課	電話	2 2 1 - 1 3 7 7
静岡県国保連合会介護保険課		2 5 3 - 5 5 9 0

6. お客様・家族への継続的な支援の為の取り組み

- (1) 利用者の人権擁護・虐待防止の為の対策を検討する担当者の設置・委員会の定期的開催・指針の作成。
- (2) 感染症や非常災害発生時において支援の提供を継続的に実施する為の計画、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画の策定と必要な研修・訓練の実施。
- (3) 感染症が発生し又はまん延しないような対策を検討する委員会の設置、及び対策を検討する会議の開催。並びに事業所内における感染症の予防及びまん延防止の為の指針の整備と研修・訓練の実施。

7. 当事業者の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 静和会
代表者役職氏名	理事長 寺門 厚彦
所在地	静岡市駿河区丸子3000番地の1

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所

所在地	静岡市駿河区丸子2丁目4-16
名称	丸子の里居宅介護支援事業所
説明者職名	介護支援専門員
氏名	

私は本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、居宅介護支援の提供開始に同意しました。

利用者氏名
家族氏名